令和７年10月２日

徳島県教育委員会

教育長　中川　斉史　様

徳島県小中学校管理職員協議会

会　長　黒田　博章

令和８年度当初予算編成に関する要望書

日頃は、教育管理職員の身分保障・処遇・教育諸条件の見直しや改善等に深いご理解とご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、令和８年度当初予算編成にあたり、別紙のとおり要望いたしますので、実現のため格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要　望　事　項

1　身分保障・処遇改善

⑴　身分保障

① 新たな人材確保法を策定し、教育管理職の職責に見合った処遇改善を図るとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担率を早期に2分の1へ復元し、その後、全額国庫負担化を図ること。

② 雇用と年金の接続に関して、次の事項について改善を図ること。

(ア)年金支給開始月まで教職員が安心して教育に専念できるよう、民間の「改正高年齢者雇用安定法」に見合う「再任用制度」の抜本的な改善を図ること。

(イ)令和５年度より開始となった定年延長制を踏まえて、本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに、教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。

- 特定管理監督職群の職である特例任用管理職（校長・副校長・教頭）
- 「主幹教諭」又は「指導教諭」、「教諭」へ降任した職
- 「定年前再任用短時間勤務制度」の職
- 「暫定再任用制度」（短時間勤務）の職
- 「暫定再任用制度」（フルタイム勤務）の職
- マイスターバンク登録制度の職
- 教員業務支援員や学習指導員等の支援スタッフ
- 副校長・教頭マネジメント支援員
- 市町村教育委員会と連携した上記職種等の各市町村への拡大

(ウ)再任用者へ扶養手当及び住居手当等を、人事院の意見の申出（平成２３年９月３０日）に沿って支給すること。

(エ)再任用短時間勤務の営利企業等への従事は、校務への支障がない限り許可すること。

③ 市町村立小中学校事務室長を管理職員へ指定すること。

④ 「定年延長制」における「役職定年制」の特例として認められる特定管理監督職群の職である特例任用管理職（校長・副校長・教頭）の具体的な情報提供と積極的な運用を図ること。

⑵　給与・処遇

① 教職員給与制度を見直し、教育の職責に応じたメリハリのある給料表の完全な6級制の制度化と号俸増設を図ること。特に、生活の基盤である給与又は退職手当等の減額は、絶対避けること。

② 教頭の俸給加算額（7,500円：2%以下）の改善を図ること

③ 小学校・中学校の教職員給与と高等学校の教職員給与を一本化し、格差是正を図ること。特に、小中学校の校長、教頭の給与が、それぞれ高校の教頭、主幹（指導）教諭の給与を下回ることのないよう配慮すること。

④ 教育管理職の責任の重さを考慮して、特定管理監督職群の職である特例任用管理職（校長・副校長・教頭）は職責に鑑みて減額しない等の改善を図ること。

⑶　手当・旅費

① 管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当の算定基礎へ繰り入れること。

② 義務教育等教員特別手当の支給額の改善を図ること。

③ 管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。

(ア)地域と協働する学校づくり推進のため、管理職の夜間、週休日、祝日の活動参加に係る管理職員の特別勤務手当の適用枠の拡大。

④ 期末勤勉手当の役職段階別加算額については、教諭との均衡上、校長20%、副校長・教頭15%の一律引き上げを図ること。

⑤ 併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。

⑥ 普通旅費と修学旅行引率旅費の増額及び引率教員の増員を図ること。

(ア)普通旅費等の速やかな執行

(イ)団長・養護教諭分は別枠支給（特に学年１・２学級の場合）

(ウ)特別な支援を必要とする児童生徒に配慮

⑦ 特殊業務手当については、３号業務による管理職員への特殊業務手当の支給を図ること。また、４号業務による管理職員が組織上やむを得ず部活動指導に関わった場合、特殊業務手当（部活動指導手当）の支給を図ること。

⑧ 旅費支給を、現在の現金支給制から、教職員個人口座への直接振り込み制とすること。

２　教育諸条件の改善・充実

⑴　安定した教育活動が行われるように、産前・産後休暇、育児休業、介護休暇、病休等の職員を補充するための臨時的任用教職員の確保や配置について適切な施策を図ること。

⑵　教職員定数改善計画と新学習指導要領実施に伴う円滑な教育活動を実施するための条件整備を図ること。

①　義務教育全学級での速やかな35人学級の推進

⑶　いじめ、不登校、子供の貧困問題や学校トラブル等の早期解決のための条件整備を図ること。

① 生徒指導・特別支援教育・外国人児童生徒等の個別の教育課題への人的対応
② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談時間の拡充及び特別支援教育巡回相談員の増員
③ 法的な専門指導員としてのスクール・ロイヤーの派遣
④ 県教育委員会内に設置した学校問題解決支援コーディネーターや弁護士等による「専門家チーム」の制度の周知と効果的な運用

⑷ 新学習指導要領に伴う、円滑な教育活動実施のための教育環境の整備と充実を図ること。

①　小学校における英語専科教員の増員
②　プログラミング教育に特化した支援員の配置
③　ＧＩＧＡスクール構想の目的実現のための専門的支援体制の推進
　⑺教員研修の支援、技術面・指導面の助言
　⑴ＩＣＴ支援員の配置

⑸　教頭、主幹教諭、指導教諭の配置の充実を図ること。

⑹　小学校の４～６学年はもとより３学年における「教科担任制」に係る配置を図ること。

⑺　中学校における免許外教科担任の解消を図ること。

⑻　正規教職員による養護教諭、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員の配置拡充と大規模校等への複数配置を図ること。

⑼　へき地・小規模校に複式学級解消及び教頭の学級担任解消を図る加配教員を配置すること。

⑽地方公務員法改正により、平成２８年度から実施されている「教職員の育成・評価システム」は、教育現場の特性を考慮して適正な運用を図ること。

⑾「学校における働き方改革」において教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図ること。

①　臨時的任用教職員を確保できる具体的な方策
②　重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し、校長の校務を遂行できるための支援
③　激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るための支援
④　運動部と文化部の部活動指導員の増員
⑤　支援スタッフ（教員業務支援員、学習指導員）の確保と配置充実
⑥　副校長・教頭マネジメント支援員の配置及び積極的な運用
⑦　給食費の公会計化
⑧　１年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用

⑿校務支援システムのさらなる機能拡充のための予算措置を図ること。

①　出張内申簿、年次休暇請求簿、特別休暇願出簿、病気休暇願出簿等のペーパーレス化となる機能の拡充を図ること。

以上について、知事部局・県人事委員会・文部科学省・総務省等、関係機関への働きかけを図られたい。